

商業大臣規程 2021 年第 20 号の適用除外対象

● 第 50 条関係(繊維、衣料品関係のみ抜粋)

内容									
① 既製服およびその付属品									
② 繊維および繊維製品で、以下の HS コードに分類されるもの(番号順に並べ替え)									
5401.10.10	5401.10.90								
5402.19.00	5402.31.00	5402.32.00	5402.44.10	5402.44.20	5402.44.90	5402.45.00	5402.51.00	5402.61.00	5402.62.00
5504.10.00									
5506.10.00	5506.30.00	5506.40.00	5506.90.00						
5605.00.00									
5806.31.90	5806.32.10	5806.32.40	5806.32.50	5806.32.90					
5808.10.10									
5902.10.11	5902.10.19	5902.10.91	5902.10.99	5902.20.20	5902.20.91	5902.20.99			
5903.10.10	5903.10.90	5903.20.00							
5911.31.00	5911.32.00	5911.90.10	5911.90.90						
6003.10.00	6003.20.00	6003.30.00	6003.40.00	6003.90.00					

⇒ 上記①と②については、2021 年 12 月 31 日までに輸入港に到着する物品が適用除外となる。マニフェスト(BC 1.1)通関書類で証明

● 添付資料IV

事業活動以外で輸入する物品(抜粋)

XXV. 繊維および繊維製品

No	除外の категория	要件	除外の対象	アウトプット	有効期間	備考
142	研究および技術開発目的の物品	関連機関または省庁からの考慮書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から6カ月間	
143	崇拝、慈善、社会的、文化的または自然災害の対応のための贈答を目的とする物品	1.関連機関または省庁からの考慮書 2.在外のインドネシア政府代表によって合法化された助成金証明書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から6カ月間	
144	サンプル品	関連機関または省庁からの考慮書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から6カ月間	
145	政府および州政府向けの物品	関連機関または省庁からの考慮書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から6カ月間	
146	インドネシアで勤務する外国機関の代表者と職員用の物品	外国機関の代表者からの証明書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から6カ月間	
147	インドネシアで奉仕する国際機関と役員のニーズに対応する物品	国際機関からの証明書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から6カ月間	
148	在外のインドネシア政府代表によって証明された引越荷物	法律の規定に従う	—	特に無し	—	
149	展示用の物品	1.展示品は取引用ではないことを示す旨の宣誓書 2.展示会への招待状	長さ100m以下、または正味重量20kg以下の場合	特に無し	展示会の1日前まで	
150	乗客、乗組員、または国境を越える人の私物	法律の規定に従う	—	特に無し	—	
151	航空機を利用して外郵便業者を通じて送付される物品	法律の規定に従う	出荷あたり FOB 価格で1,500米ドルまで	特に無し	—	

No	除外のカテゴリー	要件	除外の対象	アウトプット	有効期間	備考
152	修理、作業およびテストの目的で輸出した後、インドネシアに再輸入した物品	法律の規定に従う	—	特に無し	—	
153	API-P を保有する通関優先パートナー（MITA）または認定事業者（AEO）によって輸入された物品	法律の規定に従う	—	特に無し	—	
154	輸出目的の輸入便宜（KITE）を受けている者が、中小企業のために輸入した物品	法律の規定に従う	—	特に無し	—	

XXVI. バティック用の繊維および繊維製品

No	例外のカテゴリー	要件	例外の対象	アウトプット	有効期間	備考
155	政府機関/州機関のニーズに対応する物品	関係機関または省庁からの考慮書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から6カ月間	
156	インドネシアで勤務する外国機関の代表者と職員用の物品	外国機関の代表者からの証明書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から6カ月間	
157	インドネシアで奉仕する国際機関と役員のニーズに対応する物品	国際機関からの証明書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から6カ月間	
158	在外のインドネシア政府代表によって証明された引越荷物	法律の規定に従う	—	特に無し	—	
159	展示用の物品	1.展示品は取引用ではないことを示す旨の宣誓書 2.展示会への招待状	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	展示会の1日前まで	
160	乗客、乗組員、または国境を越える人の私物	法律の規定に従う	1人あたり FOB 価格で1,000米ドルまで	特に無し	—	
161	航空機を利用して外郵事業者を通じて送付される物品	法律の規定に従う	出荷あたり FOB 価格で1,500米ドルまで	特に無し	—	

XXVI. 既製服およびその付属品

No	除外の категория	要件	除外の対象	アウトプット	有効期間	備考
162	崇拝、慈善、社会的、文化的または自然災害の対応のための贈答を目的とする物品	1. 関連機関または省庁からの考慮書 2. 在外のインドネシア政府代表によって合法化された助成金証明書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
163	サンプル品	関連機関または省庁からの考慮書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
164	政府機関/州機関向けの物品	関係機関または省庁からの考慮書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
165	インドネシアで勤務する外国機関の代表者と職員用の物品	外国機関の代表者からの証明書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
166	インドネシアで奉仕する国際機関と役員のニーズに対応する物品	国際機関からの証明書	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
167	在外のインドネシア政府代表によって証明された引越荷物	法律の規定に従う	—	特に無し	—	
168	展示用の物品	1. 展示品は取引用ではないことを示す旨の宣誓書 2. 展示会への招待状	長さ 100m 以下、または正味重量 20kg 以下の場合	特に無し	展示会の 1 日前まで	
169	乗客、乗組員、または国境を越える人の私物	法律の規定に従う		特に無し	—	
170	航空機を利用して外郵事業者を通じて送付される物品(注)	法律の規定に従う	出荷あたり 5 個まで	特に無し	—	

(注) No.170 については、2022 年 1 月 1 日から適用除外となる。

(出所) 商業大臣規程 2021 年第 20 号を基にジェトロ作成